

公布した規則一覧

令和7年 公布番号	規則名
95	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
96	杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
97	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
98	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 施行規則の一部を改正する規則
99	杉並区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
100	杉並区公契約条例施行規則の一部を改正する規則
101	杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
102	杉並区公印規則の一部を改正する規則
103	杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則
104	杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月2日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区規則第95号

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年杉並区規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「9日」を「8日」に改め、「又は8日」を削り、

「

100分の70
100分の50
100分の30
100分の10
100分の5
1回につき100分の20
1回につき100分の15
1回につき100分の10

」を「

100分の80
100分の60
100分の40
100分の20
100分の10
1回につき100分の50
1回につき100分の35
1回につき100分の20

」に改める。

別表第2の2の表中「

100分の20
100分の10

」を「

100分の30
100分の20

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。

杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月8日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区規則第96号

杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の期末手当に関する規則（昭和50年杉並区規則第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「から第11号まで」を削り、第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、同条第5項中「、修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第16条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇」を「又は修学部分休業」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月8日

杉並区長 岸 本 聰 子

## 杉並区規則第97号

### 杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年杉並区規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和7年12月11日から施行する。
- 2 改正後の杉並区職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の杉並区職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内扱とみなす。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月8日

杉並区長 岸 本 聰 子

### 杉並区規則第98号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年杉並区規則第36号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「2分の1日とし、第6号に掲げる期間にあっては3分の1日」を「、2分の1日」に改め、第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第3項中「、部分休業により勤務しない時間又は会計年度任用職員勤務時間規則第33条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない時間（第25条において「部分休業等により勤務しない時間」という。）」を削る。

第24条の2第1項第6号中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」に改め、同条第4項中「又は部分休業」を「、部分休業又は病気休暇」に改める。

第25条中「部分休業等により勤務しない」を「私事欠勤等の取扱いを受けた」に改める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月23日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区規則第99号

杉並区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

杉並区個人情報の保護に関する規則（令和5年杉並区規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

3 本人確認等

ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
<p>イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>個人番号カード <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/>その他 ( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>			
<p>ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者 ( 年 月 日生 ) <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 〒 _____</p>			
<p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>			
<p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>			

第13号様式（表）を次のように改める。

第13号様式（第19条関係）

(表)  
保有個人情報訂正請求書

請求日 年 月 日

区の機関 宛

(ふりがな)  
氏名  
住所又は居所〒

連絡先

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類			
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード			
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書			
<input type="checkbox"/> その他（ ）			
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			

第21号様式（表）を次のように改める。

第21号様式（第21条関係）

(表)  
保有個人情報利用停止請求書

請求日 年 月 日

区の機関 宛

(ふりがな)  
氏名  
住所又は居所〒

連絡先

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当 ⇒ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当 ⇒ 提供の停止  (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

## 附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式、第13号様式及び第21号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区公契約条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月24日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区規則第100号

杉並区公契約条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区公契約条例施行規則（令和2年杉並区規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

（3）用務業務に関する契約

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3号の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用する。

杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月24日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区規則第101号

杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区体育施設等に関する条例施行規則（平成29年杉並区規則第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「したとき」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（第9条第2項において「指定納付受託者」という。）に使用料の納付を委託したとき」を加える。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用者が指定納付受託者に使用料の納付を委託したときは、当該指定納付受託者は、区長が指定した日までに使用料を納付しなければならない。

第11条第1項第9号中「者が」を「者が、」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

（10） 第5条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が、条例別表第4に規定する弓道場、体育館、小体育室、武道場、プール若しくはビーチコートを一般使用（プールについては、7月1日から9月10日までの間における一般使用を除く。）するとき又は同表に規定するトレーニングルームを使用するとき 免除

第11条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による減額後の使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

第16条中「第9条、」を「第9条第1項、」に、「第4項及び第5項」を「第

2項、第5項及び第6項」に、「同項ただし書中「使用料」とあるのは「利用料金」」を「同項ただし書中「使用料を」とあるのは「利用料金を」と、「とき又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（第9条第2項において「指定納付受託者」という。）に使用料の納付を委託したとき」とあるのは「とき」」に、「各号列記以外の部分」を「同条第1項各号列記以外の部分」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同項第10号」を「同項第11号」に、「同条第4項中」を「同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第5項中」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第1項中第10号を第11号とし、第9号の次に1号を加える改正規定及び第16条の改正規定（「同項第10号」を「同項第11号」に改める部分に限る。）は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条第1項第10号の規定による使用料及び改正後の第16条の規定により読み替えて適用する同号の規定による利用料金の免除に係る承認に必要な準備行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前においても行うことができる。

杉並区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月24日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区規則第102号

杉並区公印規則の一部を改正する規則

杉並区公印規則（昭和37年杉並区規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2 専用杉並区印の部中3の項を削り、3の2の項を3の項とする。

別表第1の4 専用杉並区長印の部中

14	同	同	特別区税賦課徵収事務、自動車臨時運行許可事務、特別区税に関する証明事務その他の課税課事務専用	区民生活部課税課長
----	---	---	--	-----------

13の2	同	方5ミリメートル	個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書に係る事務専用	同
14	同	方21ミリメートル	特別区税賦課徵収事務、自動車臨時運行許可事務、特別区税に関する証明事務その他の課税課事務専用	区民生活部課税課長

改める。

別表第1の6 専用杉並区長職務代理者印の部中

46	同	同	(公印番号14に同じ。)	区民生活部課税課長
45の2	同	縦4ミリメートル 横18	(公印番号13の2に同じ。)	同

		ミリメ ートル			に
46	同	方21 ミリメ ートル	(公印番号14に同 じ。)	区民生活部課 税課長	

改める。

「 3

別表第2中「3の2」を「3」に改め、  
「 杉並区印 」を削り、

「

13

「

13

13の2

専 用 第 ○ 号	長 杉 之 並 印 区	区 民 事 務
-----------------------	-------------------	------------------

を

専 用 第 ○ 号	長 杉 之 並 印 区	区 民 事 務
-----------------------	-------------------	------------------

区	杉
長	並

に、

「40の2から45まで、4

「40の2から70の2まで

45の2

第 ○ 号	專 代 杉 理 並 之 区 用 印 長
-------------	------------------------------

を

第 ○ 号	專 代 杉 理 並 之 区 用 印 長
-------------	------------------------------

杉並区長代理印
---------

に

改める。

## 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月24日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区規則第103号

杉並区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区特別区税条例施行規則（昭和40年杉並区規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第7号の2中「次号」の次に「及び第9号」を加え、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次のように加える。

（9）特定親族（法第314条の2第1項第12号に規定する特定親族をいい、退職手当等に係る所得を有する者に限る。アにおいて同じ。）の次に掲げる事項

ア 氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号並びにその者の前年の合計所得金額（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日並びにその者の前年の合計所得金額）並びに申告者と別居している特定親族については、当該特定親族の住所（当該特定親族が国外居住者である場合にあつては、その旨及び当該特定親族の住所）

イ その他参考となるべき事項

第6号様式及び第6号の2様式を次のように改める。

## 年度分 特別区民税・都民税申告書

杉並区長宛 提出年月日			現住所 1月1日現在の住所					整理番号	
			フリガナ					業種又は職業	
年	月	日	氏名					電話番号	
			生年 月日	明・大 昭・平・令	・	・	世帯主の 氏名	個人番号	

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	社会保険の種類			支払った保険料						
				円						
	合 計									
生命保険料控除	新生命保険料の計			旧生命保険料の計						
				円						
	新個人年金保険料の計			旧個人年金保険料の計						
	介護医療保険料の計			円						
地震保険料控除	地震保険料の計			旧長期損害保険料の計						
				円						
				円						
	⑯~⑰寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除			⑯ □寡婦控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還	⑰ □ひとり親控除	⑲ □勤労学生控除 (学校名)				
障害者控除	1	フリガナ			障害の程度	級度				
	氏名									
	個人番号									
	2	フリガナ			障害の程度	級度				
氏名										
個人番号										
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ			生年月日 明・大 昭・平・令						
	氏名			配偶者の合計所得金額			円			
	個人番号									
	⑯~⑰扶養控除・特定親族特別控除			□同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)						
1 ⑯~⑰扶養控除・特定親族特別控除	1	フリガナ	生年 月日	明・大 昭・平・令	・	・	特類			
	氏名									
	個人番号									
	2	フリガナ	生年 月日	明・大 昭・平・令	・	・	特類			
氏名										
個人番号										
3	フリガナ	生年 月日	明・大 昭・平・令	・	・	特類				
氏名										
個人番号										
当該親族等が特定親族である場合には、「特類」欄に○を記入してください。										
1 6歳未満の扶養親族	1	フリガナ	生年 月日	平・令	・	・	同居・ 別居の 区分	□同居 □別居	統 柄	特類
	氏名									
	個人番号									
	2	フリガナ	生年 月日	平・令	・	・	同居・ 別居の 区分	□同居 □別居	統 柄	特類
氏名										
個人番号										
3	フリガナ	生年 月日	平・令	・	・	同居・ 別居の 区分	□同居 □別居	統 柄	特類	
氏名										
個人番号										

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「14」に氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

⑯~⑰扶養控除	損傷の原因			損害年月日		損害を受けた資産の種類		
				・				
	損傷金額			保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額			
				円	円			円
⑯~⑰医療費控除	支払った医療費等				保険金などで補填される金額			
					円			

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農業	業	イ	
	不動産	産	ウ	
	利子	子	エ	
	配当	当	オ	
	給与	与	力	
	公的年金等	金	キ	
	事業務	務	ク	
	その他	他	ケ	
	総合譲渡	譲渡	コ	
2 所得金額	長期	期	サ	
	一時	時	シ	
	事業	営業等	①	
	農業	業	②	
	不動産	産	③	
	利子	子	④	
	配当	当	⑤	
	給与	与	⑥	
	公的年金等	金	⑦	
	事業務	務	⑧	
4 所得から差し引かれる金額	その他	他	⑨	
	合計	(⑦+⑧+⑨)	⑩	
	総合譲渡・一時	総合譲渡	⑪	
	合計	⑫		
	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦・ひとり親控除	⑰~⑲		
	勤労学生・障害者控除	⑲~⑳		
5 給与・公的年金等に係る所得以外	配偶者(特別)控除	⑳~㉑		
	扶養控除	㉑		
	特定親族特別控除	㉒		
	基礎控除	㉓		
	⑯から㉑までの計	㉔		
	雑損控除	㉕		
	医療費控除	㉖		
	合計	(㉔+㉕+㉖)	㉗	
	地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。			

5 給与・公的年金等に係る所得以外(年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の特別区民税・都民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

## 6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等		円			
合計					
法人番号又は所在地					
勤務先名					
電話番号					

## 7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

## 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

## 9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種	目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
			円	円

## 10 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

## 11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必	要	経	費	差引金額（収入金額－必要経費）	特	別	控	除	額	所得金額（差引金額－特別控除額）	
総合譲渡	短	期	円			円	円	円	イ	円				
	長	期												
一時												ハ		
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。										合計 イ + ((ロ+ハ) × 1/2)				二
右の二の金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。														

## 12 事業専従者に関する事項

フリガナ		続柄		生年月日	明・大 昭・平・令		専従者給与 (控除)額	
氏名								
個人番号					従事月数			
フリガナ		続柄		生年月日	明・大 昭・平・令		専従者給与 (控除)額	
氏名								
個人番号					従事月数			
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし	合計額			

## 13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用 前の不動産所得		円
事業用	資産の種類	
資産の 譲渡損 失など	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の 開廃業	開始・廃止	
	月	日
□ 他道府県の事務所等		

## 14 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所	国外居住			
		□配偶者			
		□30歳未満又は70歳以上			
		□留学	□障害者		
		□38万円以上の支払			
		□配偶者			
		□30歳未満又は70歳以上			
		□留学	□障害者		
		□38万円以上の支払			
		□配偶者			
		□30歳未満又は70歳以上			
		□留学	□障害者		
		□38万円以上の支払			

## 15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、 市区町村分（特例控除対象以外）	
条例指定分	東京都
	杉並区

## 16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		続柄		生年月日	明・大 昭・平・令		特別障害者 該当	有・無
氏名								
個人 番号				居住状況	同居・別居			

## 17 提出者

住所			
氏名		本人と の関係	
電話番号	(	)	

## 年度分 特別区民税・都民税申告書

杉並区長宛			現住所						整理番号	
			1月1日現在の住所						業種又は職業	
提出年月日			フリガナ					個人番号		
年	月	日	氏名					電話番号		
			生年 月日	明・大 昭・平・令	・	・	世帯主の 氏名	統柄		

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑯～⑯寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除		⑰ □ 寡婦控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 異婚 □ 未帰還		⑱ □ひとり親控除	⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)				
⑳障害者控除		1 フリガナ		障害の程度	級度				
		氏名	個人番号						
		2 フリガナ		障害の程度	級度				
氏名	個人番号								
㉑～㉑配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者		フリガナ		生年月日	明・大 昭・平・令				
		氏名	個人番号	配偶者の合計所得金額	円				
		フリガナ	氏名	生年月日	明・大 昭・平・令	□ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)			
㉒～㉒扶養控除・ 特定親族特別控除		1 フリガナ		生年 月日	明・大 昭・平・令	同居・ 別居の 区分	□同居 □別居	統柄	特親
		氏名	個人番号	同居・ 別居の 区分	□同居 □別居	統柄			
		2 フリガナ	氏名	生年 月日	明・大 昭・平・令	同居・ 別居の 区分	□同居 □別居	統柄	特親
3 フリガナ	氏名	生年 月日	明・大 昭・平・令	同居・ 別居の 区分	□同居 □別居	統柄	特親		
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。									
16歳未満の扶養親族		1 フリガナ		生年 月日	平・令	・	同居・ 別居の 区分	□同居 □別居	統柄
		氏名	個人番号	同居・ 別居の 区分	□同居 □別居	統柄			
		2 フリガナ	氏名	生年 月日	平・令	・	同居・ 別居の 区分	□同居 □別居	統柄
3 フリガナ	氏名	生年 月日	平・令	・	同居・ 別居の 区分	□同居 □別居	統柄		

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「14」に氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	農業	業	イ	
	不動産	産	ウ	
	利子	子	エ	
	配当	当	オ	
	給与	与	カ	
	公的年金等	等	キ	
	雜業	務	ク	
	その他	他	ケ	
	短期	期	コ	
2 所得金額	長期	期	サ	
	一時	時	シ	
	事業	営業等	①	
	農業	業	②	
	不動産	産	③	
	利子	子	④	
	配当	当	⑤	
	給与	与	⑥	
	公的年金等	等	⑦	
	雜業	務	⑧	
4 所得から差し引かれる金額	その他	他	⑨	
	合計	(⑦+⑧+⑨)	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫		
	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦・ひとり親控除	⑰～⑲		
	勤労学生・障害者控除	⑲～⑳		
5 扶養控除	配偶者(特別)控除	㉑～㉒		
	扶養控除	㉓		
	特定親族特別控除	㉔		
	基礎控除	㉕		
	⑯から㉕までの計	㉖		
	雑損控除	㉗		
	医療費控除	区分 □ ㉘		
	合計	㉙		
	㉖+㉗+㉘			

## 6 納入の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞	与	等			円
合		計			
法人番号又は 所在地					
勤務先名					
電話番号					

## 7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

## 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		.	円	円
		.		
		.		
		.		
			国外株式等に係る外国所得税額	

## 9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種	目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
			円	円

## 10 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

## 11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必	要	経	費	差引金額（収入金額-必要経費）	特	別	控	除	額	所得金額（差引金額-特別控除額）
総合譲渡	短	期	円		円		円	イ		円			
	長	期							口				
一時											ハ		
右上のイの金額を表面のコに、口の金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。							合計 イ+ [(口+ハ) × 1/2]					ニ	
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。													

## 14 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所	国外居住
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

## 17 提出者

住所	
氏名	
電話番号	( )

第 6 号の 3 様式中「前年の所得につき適用された所得税の基礎控除額以下の人」  
を「58万円以下の者」に改める。

第 6 号の 6 様式別表を次のように改める。

## 第6号の6様式別表（第5条関係）

※										※種 別		※整 理 番 号		※								
支 払 を受 け る 者	住 所	※区分										(受給者番号)										
												(個人番号)										
												(役職名)										
												(フリガナ)										
												氏名										
種 別			支 払 金 額			給 与 所 得 控 除 後 の 金 額 ( 調 整 控 除 後 )				所 得 控 除 の 額 の 合 計 額			源 泉 徴 収 税 額									
			内 千 円			千 千 円				千 千 円			内 千 円									
(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人		配 偶 者(特別)		控 除 对 象 扶 義 親 族 等 の 数 ( 配 偶 者 を 除 く。 )						16歳未満 扶養親族 の数		障 害 者 の 数 ( 本人を除く。 )		非居住者 である 親族の数						
				控 除 の 額		特 定		老 人		そ の 他		特 親		特 別		そ の 他						
有	従有			千 円	人 従人	内 人	人 従人	人	人 従人	人	内 人	人	人	人								
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額						
千 円				千 円				千 円				千 円				千 円						
(摘要)																						
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		円		旧生命保険料の金額		円		介護医療保険料の金額		円		新個人年金保険料の金額		円		旧個人年金保険料の金額				
(住宅借入金等特別控除の額)又は 5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号		住宅借入金等特別控除用数				居住開始年月日 (1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)				住宅借入金等年末残高(1回目)								
		住宅借入金等特別控除可能額		円		居住開始年月日 (2回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)				住宅借入金等年末残高(2回目)								
(源泉)控除対象配偶者		(フリガナ)				区分				配偶者の合計所得		円		国民年金保険料等の金額		円		旧長期損害保険料の金額				
		氏名				区分								円		基礎控除の額		円		所得金額調整控除額		
		個人番号				区分																
控除対象扶養親族等		(フリガナ)				区分				16歳未満の扶養親族		(フリガナ)				区分		5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号				
		氏名				区分								(フリガナ)				区分				
		個人番号				区分								(フリガナ)				区分				
		(フリガナ)				区分								(フリガナ)				区分				
		氏名				区分								(フリガナ)				区分				
		個人番号				区分								(フリガナ)				区分				
		(フリガナ)				区分								(フリガナ)				区分				
		氏名				区分								(フリガナ)				区分				
		個人番号				区分								(フリガナ)				区分				
		(フリガナ)				区分								(フリガナ)				区分				
氏名				区分						(フリガナ)				区分								
個人番号				区分						(フリガナ)				区分								
未成年者		外 国 人	死 亡 退 職 者	災 害 横	乙	本人が障害者 特 別 の 他		賽 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生	中 途 就 一 退 職						受 給 者 生 年 月 日					
												就 職	退 職	年	月	日	元 号		年	月	日	
支 払 者		個人番号又は 法人番号										(右詰で記載してください。)										
		住所(居所) 又は所在地																				
		氏名又は名称										(電話)										

第6号の6の2様式別表中「48万円以下」を「58万円以下」に改める。

第6号の10様式を次のように改める。

第6号の10様式（第5条関係）

年 月 日 杉並区長 宛				年 分 退職 所得 申告 書																																																																																																																																																																					
退職手当の支払者の法 人番号(個人番号)	所 在 地 (住 所)	〒			あなた の 現 住 所 〒																																																																																																																																																																				
	名 称 (氏 名)					氏 名																																																																																																																																																																			
	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	個人 番 号	： · · ·   · · ·   · · ·			その年 1月 1 日現在の住所																																																																																																																																																																			
<p>このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>① 退職手当等の支払を受けることとなつた年月日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> <td rowspan="2">③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間</td> <td colspan="2">自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>② 退職の区分等</td> <td>一般</td> <td>障害</td> <td>〔 〕</td> <td>生活扶助</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>年</td> </tr> </table>						A	① 退職手当等の支払を受けることとなつた年月日	年 月 日			③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 至		年 月 日	年	② 退職の区分等	一般	障害	〔 〕	生活扶助	有	無	年	うち 特定役員等勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年																																																																																																																																													
A	① 退職手当等の支払を受けることとなつた年月日	年 月 日			③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		自 至		年 月 日	年																																																																																																																																																															
	② 退職の区分等	一般	障害	〔 〕		生活扶助	有	無	年																																																																																																																																																																
うち 一般勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年																																																																																																																																																																					
うち 短期勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年																																																																																																																																																																					
<p>あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間</td> <td colspan="3">自 至 年 月 日</td> <td rowspan="2">⑤ ③と④の通算勤続期間</td> <td colspan="2">自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>うち 特定役員等勤続期間</td> <td>有無</td> <td>自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>うち 短期勤続期間</td> <td>有無</td> <td>自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> </table>						B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 至 年 月 日			⑤ ③と④の通算勤続期間	自 至		年 月 日	年	うち 特定役員等勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年	うち 短期勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年	うち 特定役員等勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年																																																																																																																																											
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 至 年 月 日			⑤ ③と④の通算勤続期間		自 至		年 月 日	年																																																																																																																																																															
	うち 特定役員等勤続期間	有無	自 至	年 月 日		年																																																																																																																																																																			
うち 短期勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年																																																																																																																																																																					
うち 一般勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年																																																																																																																																																																					
うち 短期勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年																																																																																																																																																																					
<p>あなたが前年以前に次の退職手当等の支払を受けた場合には、その退職手当等について、このC欄に記載してください。</p> <p>(1) 前年以前 4年内に退職手当等の支払を受けた場合 ((2)及び(3)の場合を除きます。) 前年以前 4年内に支払を受けた退職手当等</p> <p>(2) 令和8年1月1日以後、かつ、前年以前 9年内に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受けた場合 ((3)の場合を除きます。)</p> <p>・令和8年1月1日以後、かつ、前年以前 9年内に支払を受けた退職手当等</p> <p>・令和8年1月1日前、かつ、前年以前 4年内に支払を受けた退職手当等</p> <p>(3) 本年内に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受ける場合 前年以前 19年内に支払を受けた退職手当等</p>						⑥ 左記の前年以前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間	自 至		年 月 日	年																																																																																																																																																															
						⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 至		年 月 日	年																																																																																																																																																															
						⑦ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年																																																																																																																																																															
						⑦ うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年																																																																																																																																																															
<p>A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">D</td> <td>⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間</td> <td colspan="3">自 至 年 月 日</td> <td rowspan="2">⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間</td> <td colspan="2">自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>うち 特定役員等勤続期間</td> <td>有無</td> <td>自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>うち 短期勤続期間</td> <td>有無</td> <td>自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間</td> <td colspan="3">自 至 年 月 日</td> <td rowspan="2">⑪ ⑦と⑩の通算期間</td> <td colspan="2">自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>うち 特定役員等勤続期間</td> <td>有無</td> <td>自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td>うち 短期勤続期間</td> <td>有無</td> <td>自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td>⑫ うち ⑦と⑩の通算期間</td> <td colspan="2">自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td>⑫ うち ⑦と⑩の通算期間</td> <td colspan="2">自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td>⑫ うち ⑦と⑩の通算期間</td> <td colspan="2">自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td colspan="6"></td> <td>⑫ うち ⑦と⑩の通算期間</td> <td colspan="2">自 至</td> <td>年 月 日</td> <td>年</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">E</td> <td rowspan="2">区分</td> <td rowspan="2">退職手当等の支払を受けることとなつた年月日</td> <td rowspan="2">収入金額(円)</td> <td rowspan="2">源泉徴収税額(円)</td> <td rowspan="2">特別徴収税額(円)</td> <td rowspan="2">都民税(円)</td> <td>支 受 年</td> <td>支 付 月</td> <td>支 付 日</td> <td rowspan="2">退職の区分</td> <td rowspan="2">老 給 付 金</td> <td rowspan="2">支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)</td> </tr> <tr> <td>受け た 月</td> <td>受け た 日</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 特定 役員</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td>受け た 月</td> <td>受け た 日</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 至 年 月 日			⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 至		年 月 日	年	うち 特定役員等勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年	うち 短期勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 至 年 月 日			⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 至		年 月 日	年	うち 特定役員等勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年	うち 短期勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年							⑫ うち ⑦と⑩の通算期間	自 至		年 月 日	年							⑫ うち ⑦と⑩の通算期間	自 至		年 月 日	年							⑫ うち ⑦と⑩の通算期間	自 至		年 月 日	年							⑫ うち ⑦と⑩の通算期間	自 至		年 月 日	年	<p>B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">E</td> <td rowspan="2">区分</td> <td rowspan="2">退職手当等の支払を受けることとなつた年月日</td> <td rowspan="2">収入金額(円)</td> <td rowspan="2">源泉徴収税額(円)</td> <td rowspan="2">特別徴収税額(円)</td> <td rowspan="2">都民税(円)</td> <td>支 受 年</td> <td>支 付 月</td> <td>支 付 日</td> <td rowspan="2">退職の区分</td> <td rowspan="2">老 給 付 金</td> <td rowspan="2">支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)</td> </tr> <tr> <td>受け た 月</td> <td>受け た 日</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 特定 役員</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						E	区分	退職手当等の支払を受けることとなつた年月日	収入金額(円)	源泉徴収税額(円)	特別徴収税額(円)	都民税(円)	支 受 年	支 付 月	支 付 日	退職の区分	老 給 付 金	支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)	受け た 月	受け た 日	一般	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害			B 特定 役員	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害			短期	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害			C	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害			受け た 月	受け た 日	・	・	・	一般 ・ 障害		
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 至 年 月 日			⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間		自 至		年 月 日	年																																																																																																																																																															
	うち 特定役員等勤続期間	有無	自 至	年 月 日		年																																																																																																																																																																			
うち 短期勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年																																																																																																																																																																					
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 至 年 月 日			⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 至		年 月 日	年																																																																																																																																																																	
うち 特定役員等勤続期間	有無	自 至	年 月 日		年																																																																																																																																																																				
うち 短期勤続期間	有無	自 至	年 月 日	年																																																																																																																																																																					
						⑫ うち ⑦と⑩の通算期間	自 至		年 月 日	年																																																																																																																																																															
						⑫ うち ⑦と⑩の通算期間	自 至		年 月 日	年																																																																																																																																																															
						⑫ うち ⑦と⑩の通算期間	自 至		年 月 日	年																																																																																																																																																															
						⑫ うち ⑦と⑩の通算期間	自 至		年 月 日	年																																																																																																																																																															
<p>B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">E</td> <td rowspan="2">区分</td> <td rowspan="2">退職手当等の支払を受けることとなつた年月日</td> <td rowspan="2">収入金額(円)</td> <td rowspan="2">源泉徴収税額(円)</td> <td rowspan="2">特別徴収税額(円)</td> <td rowspan="2">都民税(円)</td> <td>支 受 年</td> <td>支 付 月</td> <td>支 付 日</td> <td rowspan="2">退職の区分</td> <td rowspan="2">老 給 付 金</td> <td rowspan="2">支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)</td> </tr> <tr> <td>受け た 月</td> <td>受け た 日</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 特定 役員</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>一般 ・ 障害</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						E	区分	退職手当等の支払を受けることとなつた年月日	収入金額(円)	源泉徴収税額(円)	特別徴収税額(円)	都民税(円)	支 受 年	支 付 月	支 付 日	退職の区分	老 給 付 金	支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)	受け た 月	受け た 日	一般	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害			B 特定 役員	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害			短期	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害			C	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害			受け た 月	受け た 日	・	・	・	一般 ・ 障害																																																																																											
E	区分	退職手当等の支払を受けることとなつた年月日	収入金額(円)	源泉徴収税額(円)	特別徴収税額(円)								都民税(円)	支 受 年	支 付 月				支 付 日	退職の区分	老 給 付 金	支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)																																																																																																																																																			
						受け た 月	受け た 日																																																																																																																																																																		
一般	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害																																																																																																																																																															
B 特定 役員	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害																																																																																																																																																															
短期	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害																																																																																																																																																															
C	・	・					・	・	・	一般 ・ 障害																																																																																																																																																															

第14号様式を次のように改める。

(表)

給与収入			主たる給与算分	營業等	農業	不動産	利子	配当	給与	譲渡	一時
給与所得(所得金額調整控除後)			主たる給与算分	營業等	農業	不動産	利子	配当	給与	譲渡	一時
その他の所得計			主たる給与算分	營業等	農業	不動産	利子	配当	給与	譲渡	一時
			主たる給与算分	營業等	農業	不動産	利子	配当	給与	譲渡	一時
総所得金額①											

課税標準	総所得③										
課税標準	山林所得										
課税標準	分離短期譲渡										
課税標準	分離長期譲渡										
課税標準	株式等の譲渡										
課税標準	上場株式等の配当等										
課税標準	先物取引										

税額	特別区民税	税額控除前所得割額④									
税額	都民税	税額控除額⑤									
税額	都民税	所得割⑥									
税額	都民税	均等割⑦									
税額	特別区民税	税額控除前所得割額④									
税額	都民税	税額控除額⑤									
税額	都民税	所得割⑥									
税額	都民税	均等割⑦									
税額	森林環境税額⑧										
税額	特別徴収税額⑨										
税額	特別徴収税額⑨	控除不足額⑩									
税額	特別徴収税額⑨	既充当・既委託納付額⑪									
税額	特別徴収税額⑨	既納付額⑫									
税額	特別徴収税額⑨	差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)									
税額	特別徴収税額⑨	変更前税額⑬									
税額	特別徴収税額⑨	増減額(⑨-⑬)									
税額	特別徴収税額⑨	変更月	月								

納付額	6月分										
納付額	7月分										
納付額	8月分										
納付額	9月分										
納付額	10月分										
納付額	11月分										
納付額	12月分										
納付額	1月分										
納付額	2月分										
納付額	3月分										
納付額	4月分										
納付額	5月分										

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住 所	宛名番号	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によつて通知します。この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求することができます。処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき又は③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

年月日

杉並区長

印

給与収入			主たる給与算分	營業等	農業	不動産	利子	配当	給与	譲渡	一時
給与所得(所得金額調整控除後)			主たる給与算分	營業等	農業	不動産	利子	配当	給与	譲渡	一時
その他の所得計			主たる給与算分	營業等	農業	不動産	利子	配当	給与	譲渡	一時
			主たる給与算分	營業等	農業	不動産	利子	配当	給与	譲渡	一時
総所得金額①											

課税標準	総所得③										
課税標準	山林所得										
課税標準	分離短期譲渡										
課税標準	分離長期譲渡										
課税標準	株式等の譲渡										
課税標準	上場株式等の配当等										
課税標準	先物取引										

税額	特別区民税	税額控除前所得割額④									
税額	都民税	税額控除額⑤									
税額	都民税	所得割⑥									
税額	都民税	均等割⑦									
税額	特別区民税	税額控除前所得割額④									
税額	都民税	税額控除額⑤									
税額	都民税	所得割⑥									
税額	都民税	均等割⑦									
税額	森林環境税額⑧										
税額	特別徴収税額⑨										
税額	特別徴収税額⑨	控除不足額⑩									
税額	特別徴収税額⑨	既充当・既委託納付額⑪									
税額	特別徴収税額⑨	既納付額⑫									
税額	特別徴収税額⑨	差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)									
税額	特別徴収税額⑨	変更前税額⑬									
税額	特別徴収税額⑨	増減額(⑨-⑬)</td									

## ◎税額の計算方法

◎所得控除		
・	・	・
・	・	・
・	・	・

  

生命保険料控除		
支払金額	控除額	
保険料		
地震		
地		
震		
保		
険		
料		
控		
除		

## ◎税率

・均等割  
特別区民税 円 都民税  
・所得割 (総合課税分)  
特別区民税 % 都民税  
・森林環境税 1,000円

◎所得控除		
・	・	・
・	・	・
・	・	・

  

生命保険料控除		
支払金額	控除額	
保険料		
地震		
地		
震		
保		
険		
料		
控		
除		

◎税額控除 (調整控除)		
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額		

  

◎税額控除 (配当控除)		
課税所得金額 1,000万円 以下の部分 1,000万円 超の部分		

◎税額控除 (配当控除)		
種類 特別区民税 都民税 特別区民税 都民税		
利益の配当等 外貨建等以外の証券投資信託 外貨建等証券投資信託		
◎税額控除 (住宅借入金等特別税額控除)		

  

◎税額控除 (配当額又は株式等譲渡所得割額の控除)		
区分 特別区民税 都民税 配当割又は 株式等譲渡所得割		

## ◎税額の計算方法

◎所得控除		
・	・	・
・	・	・
・	・	・

  

生命保険料控除		
支払金額	控除額	
保険料		
地震		
地		
震		
保		
険		
料		
控		
除		

## ◎税率

・均等割  
特別区民税 円 都民税  
・所得割 (総合課税分)  
特別区民税 % 都民税  
・森林環境税 1,000円

◎所得控除		
・	・	・
・	・	・
・	・	・

  

生命保険料控除		
支払金額	控除額	
保険料		
地震		
地		
震		
保		
険		
料		
控		
除		

◎税額控除 (調整控除)		
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額		

  

◎税額控除 (配当控除)		
課税所得金額 1,000万円 以下の部分 1,000万円 超の部分		

◎税額控除 (配当控除)		
種類 特別区民税 都民税 特別区民税 都民税		
利益の配当等 外貨建等以外の証券投資信託 外貨建等証券投資信託		
◎税額控除 (住宅借入金等特別税額控除)		

  

◎税額控除 (配当額又は株式等譲渡所得割額の控除)		
区分 特別区民税 都民税 配当割又は 株式等譲渡所得割		

## ◎税額の計算方法

◎所得控除		
・	・	・
・	・	・
・	・	・

  

生命保険料控除		
支払金額	控除額	
保険料		
地震		
地		
震		
保		
険		
料		
控		
除		

## ◎税率

・均等割  
特別区民税 円 都民税  
・所得割 (総合課税分)  
特別区民税 % 都民税  
・森林環境税 1,000円

◎所得控除		
・	・	・
・	・	・
・	・	・

  

生命保険料控除		
支払金額	控除額	
保険料		
地震		
地		
震		
保		
険		
料		
控		
除		

◎税額控除 (調整控除)		
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額		

## 附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第6号様式、第6号の2様式、第6号の3様式、第6号の6様式別表、第6号の6の2様式別表、第6号の10様式及び第14号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月24日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区規則第104号

杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区体育施設等に関する条例施行規則（平成29年杉並区規則第40号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第10号中「小体育室」の次に「、多目的ルーム」を加える。

別表第1に次のように加える。

杉並区下高井戸おおぞら公園 スポーツコート		1月1日から同月4 日まで	12月28日から同 月31日まで
--------------------------	--	------------------	---------------------

別表第2（4）中

「杉並区下高井戸運動場」を「杉並区下高井戸運動場  
杉並区下高井戸おおぞ  
ら公園スポーツコート」に改め、同表中（13）を

（14）とし、（8）から（12）までを（9）から（13）までとし、（7）の  
次に次のように加える。

（8）多目的ルーム

施設区分	開場時間
杉並区下高井戸おおぞら公園ス ポーツコート	午前9時から午後9時まで

別表第3中「弓道場、体育  
館、小体育室、  
武道場、プール  
及びビーチコー  
ト（貸切り使用  
に限る。）」を「弓道場、体育  
館、小体育室、  
武道場、プール  
及びビーチコー  
ト（貸切り使用  
に限る。）」に改める。

	多目的ルーム (体育使用に係 る貸切り使用に 限る。)
」	」

別表第4中「小体育室」の次に「、多目的ルーム」を加える。

別表第5（3）に次のように加える。

杉並区下高井戸おおぞら公園 スポーツコート	30分間当たり	全面	1,200円
		半面	600円
		1／3面	400円

第1号様式中「小体育室」の次に「・多目的ルーム」を加える。

第2号様式及び第5号様式中	「 C：武道場 D：会議室 E：多目的室 」	を	「 C：多目的ルーム D：武道場 E：会議室 F：多目的室 」	に

改める。

## 附 則

- この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際、改正前の第1号様式、第2号様式及び第5号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。